明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件（**総務**九）　一
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（**同**一〇）　三
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（**同**一一）　会
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（**農林水産**八六）　克
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）及びきはだ（インド洋協定海域））に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**同**八七）　四
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件（**国土交通**一〇八）　七

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　六八
特殊法人等
公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫、税理士登録者、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分関係　二〇
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　二二
会社その他
会社決算公告　二六